

176-衆-外務委員会-3号 平成22年11月05日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

先ほど来ありましたが、ロシア連邦のメドヴェージェフ大統領は去る十一月一日、ソ連時代を含む最高指導者として初めて、日本の歴史的領土である千島列島の国後島を訪問したわけでありませう。我が党の志位和夫委員長は同日、これに強く抗議する談話を発表いたしました。

今回の訪問は、日本国民にとっては、大統領のたんなる「国内視察」ではない。それは、ロシアの最高権力者が、同国に不当に併合された日本の領土である千島を、「ロシアにとってきわめて重要な地域」としてこれからも占領しつづけ、領有を固定化しようとする新たな意思表示であり、領土問題の公正な解決に反するものであって、わが党はきびしく抗議する。

というものであります。

そこで、前原大臣、今回のメドヴェージェフ大統領の訪問にはいろいろな理由があると思うと言われましたけれども、この訪問が単なる国内視察ではなく、同国が不当に併合した日本の領土をこれからも占領し続けて、領有を固定化しようとする新たな意思表示であり、領土問題の公正な解決に反するものだ、大臣はそういう認識はお持ちでしょうか。

○前原国務大臣 北方四島は日本の固有の領土でありまして、この問題を解決して、そして平和条約を結ぶという日本の政府の方針は全く変わっておりません。

○笠井委員 私が伺ったのは、今回の訪問について極めて遺憾であり抗議すると大臣自身がおっしゃったわけですが、日本の政府は、今回のロシア大統領の訪問がなぜ、どう遺憾であり、何を抗議しているのか。私は、単なる国内視察ではなくて、これからも占領し続けて領有を固定化するものじゃないか、新たな意思表示じゃないか、あるいは公正な領土問題の解決に反するんじゃないかということを申し上げたわけですが、大臣自身は何を遺憾だと思って抗議されるんですか。

○前原国務大臣 ロシアの最高指導者が日本の固有の領土に訪れたということに対して、遺憾の意を表明して抗議をしたわけでありませう。

○笠井委員 それでは、歴史的事実を確認したいと思うんですが、千島列島は北端の占守から南端の国後までの諸島を指すわけでありませう。幕末から明治にかけての日露間の平和的な外交交渉におきましては、一八五五年の日露通好条約、それから一八七五年の樺太千島交換条約を経て、全千島が日本の領土と確定されました。その後、日本の領有が正当な根拠を持つことは、第二次世界大戦の時期まで国際的にそれが問題になったことは一度もなかった。ここまではそういうことでよろしいですね。

○前原国務大臣 それで結構だと思います。

○笠井委員 では、ロシア、かつてはソ連ですが、それと日本との間の領土問題はどのようにして起こったということでしょうか。

○前原国務大臣 私の記憶しているところで申し上げれば、一八七五年に千島樺太交換条約を日露間で結んで、樺太は放棄をし、北方四島と千島列島すべてを日本の領土にした、そして日露戦争において、一九〇五年にポーツマス条約を結んで、樺太の南半分というものを日本がそのことによって譲り受けたということでありませう。

ただ、その後、ここから共産党さんとの見解が異なるわけでありますが、一九五一年のサンフランシスコ条約において、日本は南樺太それから千島列島を放棄するというのをその条約において宣言したわけであります。ただ、この千島列島というものは伝統的にずっと日本の固有の領土であった四島は除くということをごさいます、共産党さんは千島列島全部が日本の固有の領土だということをおっしゃっておりますが、我々は、四島は固有の領土で、得撫から北、そして樺太についてはサンフランシスコ平和条約で放棄をしたということをごさいます。

○笠井委員 そのこのところの議論はその先の話なんですけれども、その以前に、なぜ領土問題が起こったかといえば、第二次大戦の終結時に、当時のソ連指導者のスターリンが一九四五年のヤルタ会談で、カイロ宣言での領土不拡大の戦後処理の大原則を踏みにじって、対日参戦の条件として千島の引き渡しを要求して米に認めさせる、そして講和条約の締結も待たずに千島列島を自国の領土に一方的に編入して起こったものだ、その際、ソ連は北海道の一部である歯舞群島、色丹島まで編入した、これが領土問題の始まりだ。そこはよろしいですね。まさにそういうことだと思うんですが。

○前原国務大臣 それは同じ認識です。

○笠井委員 そうしますと、そうしたソ連の大国主義的な領土拡張の誤りを正して、戦後処理の不正を是正するということにロシアとの領土問題の解決の根本がある、そこから始まったわけですから。それは、大臣、よろしいですね。

○前原国務大臣 要は、旧ソ連の侵攻というものがあって、しかもそれは八月十五日以降も続いたわけですね。そういう意味においては歴史的な事実は今、笠井委員のおっしゃったとおりでありますけれども、ただ、私は、その後の、日本の戦後処理のあり方としてのサンフランシスコ平和条約のことを申し上げたわけであります。

○笠井委員 まず領土問題が何から起こったかという点でいうと、歴史的な事実はそうだと。

我が党は、その点でいうと、その戦後処理のそもそもの不正を正すところにロシアとの領土問題解決の根本がある、そういう立場で今から四十一年前の一九六九年に千島政策を発表いたしました、それ以来、全千島列島と歯舞群島、色丹島の返還を求めてきたところであります。ところが、実際には、その先になるわけなんですけれども、日本政府の対ロシア領土交渉が、大臣が先ほど言われました一九五六年の日ソ共同宣言以来半世紀にわたる努力にもかかわらず、不毛な結果に終わって、まだ解決していない。

その戦後処理の不正を正せない大もとには、私、はっきり言って、歴代の自民党政権の二つの問題があると言わなきゃいけないと思うんです。一つは、一九五一年のサンフランシスコ条約第二条(c)項で千島列島の放棄を行ったこと、そしてもう一つは、そのサ条約の枠内で解決しようとして、国後、択捉は千島に属さないから返せという主張に頼ってきたことだと。

これは、要はこういうことだと思うんですね。サンフランシスコ条約で千島列島を放棄したときには、国後、択捉は南千島だと言って、そしてそれを含めて放棄したのに、後になって、いやいや、それは千島に属さないから返せという話になった、こういう主張が国際的に道理を持たないんじゃないか。千島放棄に縛られている限り、国後、択捉を含む四島返還もあり得ない、だから交渉が不毛な結果に終わってきたということだと思うんです。

これは立場が違うというんじゃないかと、経過を見ると、そこに矛盾があり道理がないというところが出てくるんじゃないか。そうした従来の政府の立場を大もとから見直す、再検討するということに来ているんじゃないかと思うんですが、そのおつもりはないでしょうか、大臣。

○前原国務大臣 いや、歴史的な経過は一つですから、見直すも見直さないもないと私は思います。

一八五五年の日露通好条約においても、要は、当時からも自然に択捉と得撫の間が境界線ですねということで、この択捉、国後、歯舞諸島それから色丹、この四島についてはもう日本の固有の領土であったということは紛れもない事実でございますし、また、千島樺太交換条約で譲り受けたのは得撫から北の十八の島でありますので、千島列島はこの十八であって、四島は入らないということについては、私は何の問題もないと思います。

○笠井委員 では、ちょっと、サンフランシスコ条約のことも先ほど言われて、そこから立場が違うと言われたので確認したいんですが、サンフランシスコ会議当時の日米政府当局者の言明について確認したいんです。

一九五一年九月七日に、日本側の吉田茂代表、ここに当時の発言がありますけれども、こう言っております。「日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんらの異議を挿さまなかった」、こう言っています。日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアも何らの異議も挟まなかったと。そして、こうも言っています。「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も」、こういうふう述べている。

それから、米側のダレス代表ですけれども、ここにこう言っております。「二条(c)に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国の見解であります。」そして、「千島には約一万一千人の日本人がおりました。」ということも言っております。

こういうことを言っているのは間違いありませんね。

○前原国務大臣 間違いありません。

○笠井委員 さらに、一九五一年の第十二回国会、この講和条約の批准承認国会で質疑応答がございます。そこで、当時の西村条約局長がこう言っております。「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。」そして、こう言っております。「この千島列島の中には、歯舞、色丹はこれは全然含まれない。併し国後、択捉という一連のそれから以北の島は、得撫アイランド、クリル・アイランドとして全体を見て行くべきものではないか、」。

こう言っているのも間違いありませんか。

○前原国務大臣 済みません、西村条約局長の昭和二十六年十月十九日の……（笠井委員「十九日と十一月五日です」と呼ぶ）十月十九日と十一月五日。

十月十九日の資料は持っているんですが、十一月五日は持っておりませんので、ちょっと確認できません。申しわけないです。

○笠井委員 では、十月十九日はそう言っていますね。前半です。条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えている。

○前原国務大臣 そのとおりでございます。

○笠井委員 確認できないということで、これはもしあれだったら確認していただきたいんですが、私、ここに会議録がありますので。

十一月五日、参議院の平和特別委員会で、「この千島列島の中には、歯舞、色丹はこれは全然含

まれない。併し国後、択捉という一連のそれから以北の島は、得撫アイランド、クリル・アイランドとして全体を見て行くべきものではないか、」というふうにはっきり言っているわけでありまして、先ほど大臣がいろいろ説明されましたけれども、しかし、はっきり、サ条約で千島列島を放棄するときには国後、択捉は南千島だと日米の当局の交渉者も言っていたし、国会でもそういう答弁をしていたわけです。ところが、後になって、結局、交渉の中で、千島でないから返せという話になった。

これでは、結局、日本の政府が主張をやってきたことが国際的に通用する道理を持たないんじゃないかと思うんですが、通用すると思いますか。

○前原国務大臣 　るる国会答弁等も含めてお話をされましたけれども、政府の解釈としては、北方四島が歴史上一度も他国の領土となったことがないという歴史的事実、特に一八五五年の日露通好条約でも、択捉と得撫島の間を国境をそのまま確認していたこと、また、千島樺太交換条約において、得撫島以北の十八島の名を列挙して千島列島としているということから、日本政府の立場は不変でございます。

○笠井委員 　その解釈が問題で、政権が変わったんだから、見直す必要があるんじゃないですか。ここまで来てなかなか進まない、しかもこんなことになっている、強硬措置に向こうが出ているということだと思いませんか。

私、国際的の道理がないのに、一九五五年以降、国後、択捉は千島にあらずとして、どこにも通用しない論理、議論を持ち込むことになって、日本政府が歴史的事実と国際的な道理に立った交渉をやってこなかった。その結果が、一九九三年の東京宣言や、その後の一連の首脳会談での日本側の一方的な譲歩になり、そして今回の国後訪問、現状固定化へということで、ロシア側の強硬姿勢を許すことになった。こんなことだから、初めから北千島は放棄して、南千島の返還は道を閉ざされて、そして歯舞、色丹の返還もいつまでたっても先延ばしということになっちゃう。これが現実の経過だと思うんです。

もう六十五年たちました。私も、九〇年代末に、参議院議員のときに、ビザなし渡航ということで、国会からも島民であった皆さんと一緒に実際、色丹と択捉に行ってまいりまして、島民であった皆さんの思い、島民である皆さんの思い、そして墓参なんかも御一緒しました。まさに本当に一刻も早く解決をとという思いだと思うんです。

これまで政府が、千島を放棄した上で、国後、択捉は千島に属さないから返せと言ってきたこと、これがなかなかうまくいかない状況になっているわけですから、それをそのまま引きずるんじゃないかと、先ほども、会議録、その部分はありませんということも大臣は言われたりしてはいたんですが、関係資料にももう一回当たって、せっかく政権交代した以上、日ロ領土交渉を根本的に再検討する、そういう用意、あるいは今までのことを見直すという用意は少なくともおありなんでしょうか、ないんでしょうか。

○前原国務大臣 　先ほど笠井委員が引用された西村局長の国会答弁でございますけれども、この答弁の中には、確かに先ほどおっしゃったように、千島の中には北千島のみならず南千島も入るということをおっしゃっていますが、その後、他方において、南千島と北千島は歴史的に見て全く違うものであるという答弁をしているわけです。

こういったどちらともとれるような答弁をしたがために、昭和三十一年に、誤解を生じてはいけないということで、政府の統一見解というものが出された。国後、択捉は日本の固有の領土であって、サンフランシスコ条約で放棄した千島列島には含まれない、こういう政府の公式見解を決めたわけでありまして、民主党政権でもこの見解を踏襲して、四島は固有の領土であり、この四島の帰属の確定というものを目指して領土交渉を進めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 南と北が違うということ、歴史的経過は違うということを書いてあると言われましたけれども、それは経過が違うことは違うんです。だけれども、にもかかわらず、吉田代表も、ダレス代表も、日本政府も、結局、国後、択捉については南千島だというふうにして、交渉のときやっていたんですよ。そして、締結するときなっていたんですよ。それを後から違うと言ったって、通用しないでしょう。だから、その根本から見直すべきだということを言っているわけです。

我が党は、歴代の日本政府に対して、日ソ、日ロの領土問題の解決のためには、千島放棄条項を不動の前提としないで、第二次大戦の戦後処理の不公正を正すという立場に立って交渉を行うことを提起してまいりました。

ロシアが現状固定化を目指して新たな強硬措置に出ようとしてきている今日、日本政府が、半世紀に及ぶ交渉の総括を踏まえて、しかも、政権が変わったわけですから、歴史的事実と国際的的道理に立った本格的な領土交渉に踏み出すことを強く求めて、時間になりましたので、私の質問を終わります。